

兵庫県立あわじ特別支援学校
学校生活のきまり

目 次

1 目的

2 登下校

- (1) スクールバス
- (2) 通学自力通学

3 校内での生活

- (1) 基本的な生活
- (2) 服装（登下校時、校内での学習活動）、身だしなみ等

4 校外での生活

- (1) 自覚と行動
- (2) 禁止事項

5 問題行動

- (1) 問題行動の指導に関する基準

6 携帯電話・スマートフォン

- (1) 所持
- (2) 共通ルール
- (3) インターネットの使い方
- (4) 校外実習時
- (5) 課外活動時

7 アルバイト

- (1) アルバイトの申請

8 自動車・単車の運転免許

- (1) 二輪車（原付・自動二輪）
- (2) 自動車

1 目的

学校生活(校外)を通して、ひとりの人間として自立や社会参加に必要な能力を身につけるために必要なきまりを定めること。

2 登下校

(1) スクールバス通学

- ア バスの中では静かに過ごしましょう。
- イ バスの中では、介助員さんの指示に従いましょう。
(飲食や物の貸し借り等を行わない。)
- ウ 周りの児童や生徒、介助員さんとトラブルを起こさないようにしましょう。
- エ 必要のない物は持ち込まないようにしましょう。

(2) 自力通学

- ア 徒歩・自転車・公共交通機関で通学する場合は申請し、許可を受けましょう。
- イ 本校の生徒であることを自覚し、他人の迷惑にならないよう行動しましょう。
- ウ 交通ルールを守り、事故の無いように気を付けましょう。
- エ 通学路を守り、寄り道はしないように気を付けましょう。
- オ 自転車乗車時はヘルメットを着用しましょう。
- カ 本校の鑑札を必ず自転車に貼り付けましょう。
- キ 校門から自転車置き場までは自転車を降りて押して歩きましょう。
- ク 自転車で通学する場合は必ず自転車賠償責任保険に加入しましょう。
- ケ 公共交通機関で通学する場合は利用する機関のルールに従いましょう。

3 校内での生活

(1) 基本的な生活

- ア こころがけること
 - (ア)自分から進んで大きな声で元気よくあいさつをしましょう。
 - (イ)丁寧な言葉遣いを心がけるようにしましょう。
 - (ウ)学校の施設・設備・備品等は大切にしましょう。
 - (エ)廊下・階段は歩きましょう。

イ きまり・ルール

- (ア) 登校後は許可なく学校の外に出ない。
- (イ) 相手の気持ちを考え、相手の傷つく言動は絶対にしない。
- (ウ) 学校に必要な物を持ってこない。
- (エ) 物の貸し借りはトラブルのもとになるので絶対にしない。
- (オ) 必要のない教室には出入りしない。
- (カ) 友人関係については、明るく節度ある友人関係、周囲に誤解や不快感を与えない行動を心がける。

(2) 服装(登下校時、校内での学習活動)、身だしなみ等

- ア 登下校は、身だしなみに気を付けましょう。
- イ 学校指定の体操服を着用しましょう。
- ウ 場所に合った靴にきちんと履き替え、かかとを踏まずに正しく履きましょう。
- エ 清潔な身だしなみを心がけましょう。
- オ その他については担任の先生に相談しましょう。

4 校外での生活

(1) 自覚と行動(こころがけること)

- ア 他人へ迷惑をかけない行動をしましょう。
- イ 安全に留意し、暗くなるまでに帰宅しましょう。
- ウ 外出時は、「だれと、どこに、なにをしに」行くのか。「いつ帰る」のかを保護者に必ず伝え、承諾を得てから外出しましょう。
- エ 事故が発生した場合、速やかに学校へ連絡しましょう。

(2) 禁止事項

- ア 保護者の知らない状態での外出は禁止する。
- イ 保護者同伴でない外泊は禁止する。
- ウ 物品や現金の貸し借り、おごったりおごられたりしない。(プリペイドカード、電子マネー等を含む)
- エ 危険な遊びはしない。
- オ ナイフなど、危険なものを持ち歩かない。
- カ 風紀上好ましくない場所へ立ち入らない。
- キ 法律で禁止されている行為は絶対にしない。

5 問題行動

(1) 問題行動の指導に関する基準

ア 問題行動の種類

I: 法令等違反関連

飲酒・喫煙、万引き・窃盗、恐喝、暴言（対生徒・対教師）、暴力（対生徒・対教師）、薬物乱用、いじめ、無免許運転、建造物侵入、家出（無断外泊）、器物損壊、深夜徘徊 など

II: マナー不適切関連

不要物所持、授業妨害、怠学行為、性的不良行為、携帯電話不正使用、自転車通学の違反、無断アルバイト、無断免許取得 など

6 携帯電話・スマートフォン

(1) 所持

ア 自力通学者で携帯電話・スマートフォンの持ち込みを申請し許可を受けた生徒が学校に携帯電話・スマートフォンを持ち込むことができる。

イ 携帯電話・スマートフォンは各自で保管し、紛失・盗難・破損等は本人・保護者の責任とする。

(2) 共通ルール

ア 校内では電源を切ってカバンの中に保管し、一切使用しない。

イ 登下校時の使用は緊急時とする。

ウ 生徒同士であらゆる個人情報の交換をしない。

・自分が知っている友だち等の情報を、勝手にほかの友だち等に教えない。

・友だちや後輩等の情報を他人に頼み、聞き出さない。

・電話番号等の情報交換は保護者の許可を得たうえで自身のものだけとする。

(3) インターネットの使い方

ア SNS 等（チャットアプリ、マッチングアプリ、ゲーム実況アプリ、カラオケアプリ、オンラインゲーム）を使用する場合は、必ず保護者の許可を得て利用すること。

イ SNS 等でつながった人へあらゆる個人情報（写真を含む）を教えない。

ウ SNS 等でつながった人と絶対に会わない。

(4) 校外実習時

校外で実施される教育活動（進路関係の実習）において、生徒の安全確保および緊急連絡のために必要に応じて携帯電話・スマートフォンの所持を認める。ただし、実習先まで自力で通う生徒と保護者へ迎えの連絡を必要とする生徒のみとする。

(5) 課外活動時

学校外での課外活動において、生徒の安全確保および緊急連絡のために必要に応じて携帯電話・スマートフォンの所持を認める。ただし、会場まで自力で通う生徒と保護者へ迎えの連絡を必要とする生徒のみとする。必ず引率教員の指導のもと使用する。

7 アルバイト

(1) アルバイトの申請

高等部生徒のアルバイトは認める。ただし、条件を満たし妥当と判断された場合に限る。

《取り消し》

条件を満たさない状況や弊害が生じたときは指導し、改善が認められない時は許可を取り消すこととする。

8 自動車・単車の運転免許

(1) 二輪車（原付・自動二輪）

二輪免許の取得は禁止。

(2) 自動車

卒業後の就労先が内定している生徒で、就労先から自動車免許取得の要請がある場合、生活指導部へ教習所入所許可を申請することができる。

（注意事項）

ア 入所日は、11月1日以降とする。

イ 免許取得（運転免許試験場）は卒業式翌日以降とする。

（在学中に免許取得をしない。運転しない。）

ウ 学業に影響が出ないように留意する。

附則：令和5年4月1日施行